

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第48号 瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第52号 平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第60号 平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第50号 平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第51号 平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第58号 平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第59号 平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第53号 平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第54号 平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第55号 平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第56号 平成18年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第61号 平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第62号 平成19年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第63号 平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第64号 市道路線の認定について
- 日程第17 議案第46号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第47号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第49号 平成18年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第57号 平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第21 発議第12号 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書について
- 日程第22 議案第67号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第68号 政治倫理の確立のための瑞穂市長の資産等の公開に関する条例の一部

を改正する条例について

日程第24 議案第69号 瑞穂市土地開発公社定款の変更について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24までの各事件

発議第13号 議案第57号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算(第2号)に対する附帯決議

追加日程第1 議案第68号 政治倫理の確立のための瑞穂市長の資産等の公開に関する条例の
一部を改正する条例訂正の件

本日の会議に出席した議員

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 安藤由庸 | 2番 | 若園五朗 |
| 3番 | 浅野楔雄 | 4番 | 堀武 |
| 5番 | 吉村武弘 | 6番 | 小川勝範 |
| 7番 | 藤橋礼治 | 8番 | 熊谷祐子 |
| 9番 | 山田隆義 | 10番 | 広瀬時男 |
| 11番 | 小寺徹 | 12番 | 松野藤四郎 |
| 13番 | 山本訓男 | 14番 | 桜木ゆう子 |
| 15番 | 星川睦枝 | 16番 | 棚瀬悦宏 |
| 17番 | 土屋勝義 | 18番 | 澤井幸一 |
| 19番 | 西岡一成 | 20番 | 広瀬捨男 |

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------|-------|--------------|------|
| 市長 | 堀孝正 | 教育長 職務代理者 | 福野正 |
| 市長公室長 | 広瀬幸四郎 | 総務部長 | 新田年一 |
| 市民部長 | 青木輝夫 | 都市整備部長 | 松尾治幸 |
| 調整監 | 後藤仲夫 | 水道部長 | 河合信 |
| 会計管理者 | 奥田尚道 | | |

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 豊田正利 | 書記 | 棚瀬敦夫 |
| 書記 | 古田啓之 | | |

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

お手元に配付しましたとおり、4 件の議案を受理しましたので、報告します。

9 月 23 日、山本訓男君から、発議第 12 号「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書についてが提出されました。

また、本日、市長から議案 3 件が追加提案されました。1 件目は、議案第 67 号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、2 件目は、議案第 68 号政治倫理の確立のための瑞穂市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、3 件目は、議案第 69 号瑞穂市土地開発公社定款の変更について、以上であります。

これらについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第 48 号から日程第 4 議案第 60 号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第 2、議案第 48 号瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例についてから日程第 4、議案第 60 号平成 19 年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）までを一括議題とします。

これらについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 浅野楔雄君。

文教常任委員長（浅野楔雄君） おはようございます。

ただいま一括議題となりました 3 議案について、文教常任委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教常任委員会は、平成 19 年 9 月 12 日午前 9 時 30 分から巢南庁舎 3 の 2 会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部から市長、教育長職務代理者、教育総務課長、学校教育課長、学校教育課主幹、生涯学習課課長補佐の出席を求め、各議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、

討論、採決を行いました。

議案番号順に要点を絞って報告します。

議案第48号瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例については、旧巢南共同調理場の跡利用について質疑があり、執行部から、これから検討する段階であり、よく検討し、議会にお諮りしたいとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、訂正の申し出を承認した内容を含めた原案のとおり、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第52号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定については、給食費の未納対策について質疑がありました。執行部から、未納額は総額で1,363万8,625円で、年々増加の傾向にあり、生活保護、準要保護といった生活困窮者の滞納ではなく、支払う能力があるのに支払わないのが現状であり、今後、法的措置を検討していきたい旨の答弁がありました。

また、地元の食材を活用して農業の活性化を図るということで、地場でとれた野菜を計画的に仕入れられないかとの質疑がありました。執行部から、地場産業の発展ということ意識して、瑞穂市産、あるいは岐阜県産を優先している。現在、米、柿、ナシ、アユについて地元産を仕入れているが、野菜については、数と規格がそろわなかったり、販売ルートがなく、対応が困難であるとの答弁がありました。

また、今回、調理器のナットが外れて食材に混入した件について、安全・衛生面からマニュアルを作成し、毎日チェックするように指摘があり、執行部から、チェックリストを作成し、励行するとともに、万が一緩んでも落ちないように器具改善するとの回答がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第60号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）については、前年度繰越金の191万円は例年と比較して多いのではないかとの質問があり、執行部から、毎年100万円前後の繰り越しであり、若干多いが、食材購入費に換算すると約1日分であるとの答弁がありました。

質疑終了後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による文教常任委員会の委員長報告を終わります。平成19年9月26日、文教常任委員会委員長 浅野楔雄です。よろしくお願ひします。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第48号瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第48号瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第52号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第52号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をしました。

これより、議案第60号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第60号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第50号から日程第8 議案第59号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第50号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第8、議案第59号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） おはようございます。

ただいま一括議題となりました4議案について、会議規則第39条の規定により、厚生常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

厚生常任委員会は、9月13日午前9時30分から議員会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に要点を絞って報告をいたします。

初めに、議案第50号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査をしました。

これについて、国民健康保険基金が平成18年度末で7億 1,524万 6,533円あるのは、保険税の資産割が高いからではないかとの質疑では、国民健康保険基金には給付費の2ないし3ヵ月

分ほどあるのが理想で、それに近い範囲であり、健全な運営ができていると思う。資産割の税率については、県内で当市より高い市もあるが、当市の税率35%も少し高い部類にあると答弁がありました。

平成20年度からの保険税の見直しについての質疑では、見直しをする時期に来ており、また平成20年度から後期高齢者医療制度が始まる関係で、75歳以上の方が国保から脱退することになり、これとあわせて、歳入歳出のバランスを図りながら検討していくと答弁がありました。

保険税の徴収を他税とあわせて集合徴収することについて、どう考えているかとの質疑では、国保税は、加入、脱退のたびに賦課額が常に変動するため、賦課と徴収を分けて担当部署を切り離すのは難しい。高額滞納者については、税務課と連携をとり、差し押さえなどの対応をしている。今後は組織改革での検討課題になるとの答弁がありました。

また、医療費の抑制施策についての質疑では、平成20年度から導入される健康診査と保健指導の義務が保険者に課せられるため、保健師とタイアップして保健指導を進めるとの答弁がありました。

これらの質疑の後、討論なく、採決の結果、賛成多数で原案どおり認定しました。

次に、議案第51号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査しました。

繰越金が5,859万8,410円となった理由についての質疑があり、これは平成17年度決算によるもので、医療機関への受診件数や医療給付費が見込みより少なかったため、この繰越金が発生したもので、この反省から、平成18年度はより適正な運営に努め、5万5,359円に抑えることができたことと答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定しました。

議案第58号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第59号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の2議案については、質疑、討論なく、採決の結果、いずれも全会一致で原案どおり可決しました。

以上で、厚生常任委員会の委員長報告を終わります。平成19年9月26日、厚生常任委員会委員長 松野藤四郎。以上です。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第50号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第50号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

この決算書を見ますと、歳入が38億7,000万円、歳出が35億9,000万円で、繰越金が2億7,800万円ということであります。さらに、この年度末の国民健康保険基金は7億1,500万円の基金がたまってあります。私は、この予算審議の中でも、また一般質問でも国民健康保険の値下げを主張してきました。この財政状況では値下げをする財源があるということも主張してきました。今の委員長報告で、7億1,500万円のお金についてどう考えるかという質問があり、市当局の答弁は、医療給付3ヵ月分のお金をためておくのが必要であり、この7億1,500万円は適当な基金の額だというような答弁もございましたけれども、以前の一般質問の中での松野市長の答弁は、国保基金もちょっとたまり過ぎておると。今度、国保税を見直すときにはそこら辺も考えるという答弁もございました。そういう点で、繰越金、基金の財源を活用すれば、私は国保税を値下げすることができたと考えております。しかし、そういう方向で執行がされなかったということで、反対の表明をいたします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤でございます。

ただいま提案されております件について、賛成の立場から討論をいたします。

ただいま小寺議員から、基金がたまり過ぎていたりとか、繰越金が2億何がしあるということ、それだけの金額があれば国保税の値下げも可能だったのではないかという御意見がございました。しかしながら、議員御承知のように、国民健康保険に限らず、おおよそ医療保険制度というのは財政難に苦しんでいることが明らかであるわけです。これは、主として、年々高齢化、そして少子化の進む中において財源の確保が難しくなっているということが原因であることは御承知のとおりであります。

たまたまこの瑞穂市においては、そうした積立金、それから繰越金が必要分確保できているということでありまして、これが今後、未来永劫続くわけではないわけでありまして、そして、基金というものはおよそ一時的にたまっているものでありまして、長い期間を見ていったときに、常にそれだけのものが蓄積可能であると。常にその分だけ入ってくるというものでもないわけです。ですから、一時的な金額の多寡をもって保険税の値下げということは、将来的には

歳入と歳出のバランスを崩すことになるのではないかということは十分考えられるわけであり
ます。そうした意味で、今回のこの決算については、私は適当な結果であったというふうに考
えておりますので、私はこの案件につきまして賛成をする立場で討論をいたします。以上であ
ります。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第50号平成18年度瑞穂市国民健康保険
事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をしま
した。

これより、議案第51号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方
は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第51号平成18年度瑞穂市老人保健事業
特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をしました。

これより、議案第58号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委

員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は、本案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

先ほど、小寺議員が申し上げましたように、やはり一番人間にとって大事なものは、健康と命であります。とりわけ格差社会がどんどんどんどんと広く深く広がっている中で、それに比例して生活苦も広がっております。そういう状況を踏まえて、この基金の積立金を見ますと、補正額が6,205万3,000円計上されておまして、18年度決算の年度末で7億1,524万6,533円ございますので、合計すると約7億8,000万円の基金の積み立てがございます。先ほど安藤議員の方から、そういう基金というものは一時的なものであるから、その多寡によって云々すべきものではない、こういうお話もございましたけれども、住民の命と健康というものは、住民自身が支払った税金でもって基本的には賄っていかなければならないのが原則だと思います。だから、特別会計だけでやれという思想自身が、命と健康を普遍的に大事にするという理念をややもすると忘れる傾向が出てくると思うんですね。ですから、もし仮に基金の額が少なければ、一般会計から繰り出しをするということが基本的に大事な姿勢だと思う。いずれにいたしましても小手先で対応する問題ではないというふうに私は思います。でありますから、これからはますます非正規雇用労働者もふえてまいりますから、この国保の問題、住民の命と健康の問題は物すごく大きな問題になると思います。今後この国保の、生活苦の人たちに対する免除の問題も含めて、国保税の値下げの問題はほかの自治体でもやっておるんです。ほかの自治体でもできる自治体があるんです。それはやはり基本的な考え方の違いなんですね。もし小寺議員が補正のときに堀市長に質問をしていただければ、きっと堀市長は、この問題についても、小寺さんの意にすぐ沿うことはできないかもしれないけれども、まじめに考えてくれるような答弁をしてくれたものと期待をしておるわけですが、いずれにいたしましても執行部においても、今後ともこの問題は前向きに検討をしていただかなければいかん課題だというふうに思っております。

しかし、本補正予算の時点までにはその姿勢が表明されておられません。したがって、私は、小寺議員と同様の趣旨において、本案については反対せざるを得ないということでございます。

ます。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 賛成の立場で討論させていただきます。

議席番号2番、翔の会、若園五朗です。

国保会計に伴って、20年4月から後期高齢者医療制度、今、国保会計の中の75歳以上の対象者が3,124人ということで、医療全体の年齢層から外して、今度組み替えるということです。国の施策でやるんですけれども、その中で、17年度と18年度の国保会計の加入状況なり利用している人数を見ても、被保険者は、17年度は1万5,356人、18年度は1万5,400人ということで、この年度対比を見ても年々ふえている。50人ぐらいふえているという状況と、今回の国保会計の18年度の決算は38億966万7,000円、17年度は38億7,166万5,000円ということで、年々ふえています。そうした中で、今、瑞穂市の国保会計の4方式の賦課課税について、後期高齢者医療制度の改正に伴って見直すというような考えもございまして、あくまでも出すものは出す、使うものは使うということで、それ以外に金をほかに動かすことはできないということで、今回のちょうど切れ目の時期に、あえて利率をなぶる、国保税を下げるということについては、非常に被保険者も不安が残るところでございまして、もうしばらくこの体制でもって、来年度に向けての国保会計の全体的な医療費の税率の見直しが行われると答弁をいただいておりますので、もうしばらくお待ちくださいということで、私は今回のこの補正予算につきまして、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第58号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第59号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第59号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第53号から日程第16 議案第64号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第53号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、議案第64号市道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 若園五朗君。

産業建設常任委員長（若園五朗君） おはようございます。

ただいま一括議題となりました8議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設常任委員会は、9月14日午前9時30分から巢南庁舎3の2会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、各議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

各議案ごとに要点を絞って報告します。

議案第53号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳出の公債費について平成18年度末で22億5,921万円となっているが、今後、ピーク時の償還等についての質疑では、償還は5年据え置き30年償還で、ピークは平成23年度で1億2,000万から

3,000万円になるとの答弁がありました。

一般管理費の人件費の人員数と事務委託の派遣人員数の質疑では、職員が3名で、派遣は1名であるとの説明を受けました。

また、下水道使用料金が高いので、安くできないのかとの意見があるが、経費への充当バランスを考えると、現在の状況では大変難しいのではないかと質疑では、県内市町の使用料体系別比較表等に基づき詳細に説明がされ、使用料金については、今後、上下水道事業運営審議会で調査、審議をされるとの説明を受けました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第54号平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を求める議案ですが、一般会計繰入金の平成17年度との比較では増額か減額かの質疑では、昨年度より約250万円増額との答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第55号は、平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定を求める議案です。

歳入金額のうち、一般会計繰入金の構成割合が78.9%となっているが、これは水洗化率の大幅な伸び悩みにより影響し、繰入金額が大きな割合を示しているため、早急に水洗化率向上の対策を願いたいとの質疑がありました。この件も、使用料金に関係しており、下水の三つの特別会計を一括し、上下水道事業運営審議会に諮問するとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第56号平成18年度瑞穂市水道事業会計決算の認定については、年々有収率が低下をしており、漏水対策の質疑があり、漏水対策は年次地区割し、漏水調査を行っているが、引き続き実施するとの答弁がありました。

石綿管の取りかえについては、県・市道改良工事のときにあわせて布設がえを実施する計画をしているとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第61号から議案第64号までの4議案は、報告すべく質疑、討論なく、すべて全会一致で原案どおり可決及び認定しました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。平成19年9月26日、産業建設常任委員会委員長 若園五朗。以上です。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第53号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第53号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をしました。

これより、議案第54号平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第54号平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をしました。

これより、議案第55号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第55号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

これより、議案第56号平成18年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第56号平成18年度瑞穂市水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、議案第61号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第61号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第62号平成19年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第62号平成19年度農業集落排水事業特

別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第63号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第63号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第64号市道路線の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第64号市道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第46号及び日程第20 議案第57号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第17、議案第46号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第20、議案第57号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 星川睦枝君。

総務常任委員長（星川睦枝君） ただいま一括議題となりました4議案について、総務常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務常任委員会は、9月18日と19日に議員会議室で開催しました。18日は午前9時30分から、全委員が出席し、執行部から市長、代表監査委員、会計管理者及び所管の部長、課長の出席を求め、付託された議案ごとに補足説明を受けた後、議案第46号、議案第47号、議案第49号の質疑、討論、採決を行いました。

また、19日は午前9時30分から、全委員が出席し、執行部から市長、会計管理者及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、議案第57号の質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第46号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について審査しました。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の勤務時間や休暇の取り扱いを改正するもので、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

次に、議案第47号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について審査しました。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児短時間勤務制度を導入するものです。改正の理由について趣旨説明が求められ、国から指示があったのかとの質疑があり、国家公務員は国の法律に基づき実施され、地方公務員は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律に基づき条例改正をするものとの答弁があり、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

次に、議案第49号平成18年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について審査しました。

歳入の市税では、固定資産税が税収入の51.0%、個人市民税が35.4%、法人市民税が7.8%を占め、個人市民税が11.2%の伸びを示している。市債は、後年度に財政措置される有利な合併特例債を給食センター整備事業などに15億900万円、臨時財政対策債を5億7,100万円借入れた。普通交付税は、全国的に法人市民税の増収と三位一体改革の税源移譲に伴い不交付団体が増加する中であって、合併の特例措置により10億560万6,000円の交付となった。

また、国庫支出金は、まちづくり交付金3億1,100万円、穂積小学校大規模改修事業補助金9,718万7,000円と大幅に増となっているとの補足説明がありました。

また、歳出の目的別に見ると、民生費では、本田地区のコミュニティセンターの整備、子育て支援拠点の整備、児童手当制度の拡充など、行政サービスの向上に努めた。教育費は、繰越し事業の穂積小学校校舎大規模改修事業の完成、給食センター整備事業の着手。総務費は減債基金積立金が主なものである。衛生費は、下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計への繰出金、浄化槽設置整備補助金。土木費では、下犀川橋梁整備事業を初め、市道整備など市街地整備を積極的に図り、市民の住みやすい環境づくりに努めたとの補足説明がありました。

次に質疑に移り、決算審査についての質疑で、限られた時間と費用の中で審査が可能かどうか、細部にわたって全部審査する必要はないのか、外部監査は必要かとの質疑が代表監査委員にあり、費用対効果や予算は適正に執行されているのかなど、疑問な点は確認をしている。今後もそういう方向で、限られた日程の中で細部にわたってすべてを監査することは不可能である。それが要望であれば、独立した監査委員事務局を設け、監査委員を常勤にしないとすべてをチェックすることはできない。また、一般会計、特別会計も、19年度決算より財政状況等の指数の公表、また平成20年度より企業会計のような決算書の作成義務の方向性が出て、財務諸表等の公表が実施されるので、懸念する点は多少は緩和されると思われるとの答弁がありました。

また、樽見鉄道への今後の支援体制、見直しについての質疑があり、経営状況については厳しいものがありますが、今年度においては、経常経費の削減等、経営努力が見られ、今後も今の経営状況なら支援継続を行う方向で協議を進めている。また、旧本巣郡としてできるだけ支援していきたいとの答弁がありました。

また、監査委員の年額報酬27万8,000円は他市と比べてどうなのか。敬老祝い金が多過ぎるのでは。敬老会の来年度予算はどうなるのかなどの質疑があり、実施状況等を調査し、今後、検討する段階であるとの答弁がありました。

そのほかに、公園の遊具は市内にどれくらいあって、どれくらいのペースで点検しているのか。自治会長や区長に防災ヘルメットは渡しているのか。児童数に対して教職員数の割合が極端に異なる小学校があるのはどうしてか。市営住宅の家賃は幾らかなどの質疑があったが、出

席要求をした担当部署以外の内容のため、担当課に確認し、報告するという回答が多項目あり、委員からは、今後はすべての部課長を出席要求する必要があるとの意見がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

次に、議案第57号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について審査しました。

本案については、産業建設常任委員会より所管部分の協議における意見の申し出があり、全委員に報告をいたしました。その概要は、産業建設常任委員会所管の補正予算について、歳出の款、土木費、項、道路橋梁費に増額補正がされている。特に、目、道路維持費において、ナトリウム灯に係る工事等が計画されている。現在、その設置に当たり、目的が防犯灯か街路灯なのか、またその維持経費の費用負担はだれが負担するのかなど、基準が明確にされていない。総合計画の基本目標「市民参加・協働のまちづくり」を目指すに当たり、今後は当工事の設置基準を設け、その基準を委員会等に報告し、その後に当予算を執行されたいと全委員一致の要望があったとの報告がありました。

道路維持費の補正額の積算根拠について、担当部長より説明を受けた後、18日の夜間に産業建設常任委員会協議会が開催され、参加した委員より、現地視察をした通学路等の道路状況について報告を受けました。

また、蛍光灯とナトリウム灯との設置費、維持費の単価についての説明を受けました。

これら質疑の後、賛成討論として、道路維持費のナトリウム灯設置に関しては、街路灯なのか防犯灯なのか、自治会等にも十分わかるように目的や設置基準をしっかりと設け、その内容を議会に報告してから予算執行をしていただきたいとの意見があり、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による総務常任委員会の委員長報告を終わります。平成19年9月26日、総務常任委員会委員長 星川睦枝。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第46号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第46号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第47号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第47号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第49号平成18年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第49号平成18年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

私は、この一般会計の当初予算にも反対の態度を表明しました。さらに、この予算に関する条例についても反対をしてきました。それは、瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について反対をしてきました。その内容は、瑞穂市の職員の今までの給料表を1号を四つに分断するということと、職員を5ランクに勤務評定をし、その勤務評定によって給与を格付する、1年の昇給を決める。最高は8号級上がるというような状況になり、職員に格差と分断を強いる給料体系になるということで反対をしてきました。

さらに二つ目は、瑞穂市国民保護協議会条例の制定について反対をしました。18年度予算では執行されました。これは、武力行使がされた場合に国民をどう保護するかという、そのことを協議し、決めをするということでございます。この協議会の中には、法律で協議会のメンバーも指定され、そのメンバーの中に自衛隊員が派遣され、軍事のプロの目から規定をしていくということになってしまう可能性があります。国民の保護の名のもとに、監視と強制を強いる、また国民の基本的な人権を侵してしまう、そういうようなことが懸念されるということで反対を表明してきました。

その二つの条例が可決されて、執行されたということで、この一般会計の決算認定について反対を表明します。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第49号平成18年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をしました。

これより、議案第57号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第57号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時57分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、若園五朗君ほか13名から、発議第13号議案第57号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議についてが提出されました。

発議第13号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 発議第13号を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 議席番号2番、翔の会、若園五朗。

議案第57号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）が全員賛成のもと可決されましたので、これに伴って、予算に対する附帯決議を提出します。

議案第57号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議について、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

提出者 若園五朗、賛成者 広瀬時男議員、賛成者 棚瀬悦宏議員、賛成者 澤井幸一議員、賛成者 土屋勝義議員、賛成者 星川睦枝議員、賛成者 小川勝範議員、賛成者 吉村武弘議員、賛成者 堀武議員、賛成者 浅野楔雄議員、賛成者 山田隆義議員、賛成者 山本訓男議員、賛成者 桜木ゆう子議員、賛成者 松野藤四郎議員。賛成者13名をもって附帯決議を提出します。

提出の理由、ナトリウム灯に係る工事等の設置計画に当たり、その設置や維持経費について、

基準の制定を求めるため、提出の理由とかえます。

議案第57号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）中、ナトリウム灯の設置等について基準の制定を求める決議。

議案第57号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の款8土木費、項2道路橋梁費に増額補正された6,410万6,000円には、ナトリウム灯の設置工事及び維持経費が支出計画されている。

しかし、ナトリウム灯の設置に当たり、目的が防犯灯か街路灯なのか、既存の蛍光灯等との関連はどうするのか、またその維持経費の費用負担はだれが負担するのか等、基準が明確にされていない現状である。

したがって、ナトリウム灯の設置に係る予算の執行に当たっては、総合計画の基本目標「市民参加・協働のまちづくり」「すべての市民が安全・安心して暮らせるまちづくり」の趣旨をかんがみ、今後は設置等の基準を設け、その基準を議会に報告し、市民に公表され、その後に当予算の執行を求める。以上。

議案第57号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議の提出にかえさせていただきます。皆さんの御賛同をお願いします。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明は終わります。

お諮りをいたします。発議第13号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第13号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤でございます。

ただいま提案をされました発議第13号議案第57号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議について、提案者に質問をいたします。

この決議文を見ますと、設置基準を設けよという御提案であります。この中の第2段落のところには、「しかし、ナトリウム灯の設置に当たり、目的が防犯灯か街路灯なのか」といった文言、それから提出理由の方には、「工事等の設置計画に当たり、その設置や維持経費について基準の制定を求めるため」という理由がなされておりますが、平成15年の合併を行うに当たって、当時の穂積町と巢南町の合併協議会において、明かりの設置については次のように決定

がなされておるといふうに理解をしておりますが、設置費及び修繕費は新市において負担し、この場合は現在の瑞穂市でありますけれども、維持管理費、電球がえ、電気料、これは地元自治会負担とするということで合意がなされていたはずであります。

そして、目的は防犯灯か街路灯かというところも提案者は重要視されておるようですが、当時の協議会に提出されました資料を見る限りは、これの区別が全くされておりません。単純に明かりということで、設置の経費と維持管理費に対する負担がなされているといふうに考えておるわけでありまして、その意味においては、既にその基準は設けられており、設置は市、費用負担は地元自治会が行っているということで決着がついているといふうに私は理解をしておるんですが、そういった点から見て、この提案理由が果たしていいものなのかどうか。いわゆる屋上屋を重ねるような提案になっていないかということで疑問を持ちますので、御回答いただきたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 提出者、2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 1番の安藤議員の質疑でございますけれども、合併協におきまして、設置、あるいは修理の関係の維持管理、球がえ、電気料等は地元負担ということで一応一つの基準があるんですけれども、基本的には、今回なられた市長がマニフェストの中に、街路灯、あるいは通学路等のナトリウム灯ということの位置づけがされています。公約になっています。ところが、今回の補正の中身を見てみると、防犯灯がある通学路にあえてナトリウム灯の防犯灯をするというようなことで、今回の設置基準の中に他の市町も設置基準を設けております。合併協の合併するときには一つの手順をもって合併という前提でございます。合併協の中には、あくまでも合併したら2年以内に施行するとか、条件がいろいろあります。合併してから、防犯灯と街路灯の基準の指針がないと。産業常任委員会の中においても、あるかと聞いたら、ないと。そういう中で、各市町、そしてインターネットで見ていると、丸亀市においても、街路灯においては6メートルの道路、そして歩道のあるところ、具体的に言いますと、旭化成の南北道路、そして広瀬工務店の西の本田通り、そういうところに6メートル道路、歩道があり、街路灯をつけるという一つの基準があるわけでございます。今までの19年度の予算の執行においても、蛍光灯、あるいはナトリウム灯についての地元の要望で市が負担して施行したという例がございますけれども、具体的に、地元がナトリウム灯を出してくるんか、蛍光灯を出してくるんか、そういう一つの基準。そしてまた、名前を出しますけれども、小橋においては、23基防犯灯、1基街路灯。既設の蛍光灯をなぜかえるか。使えるものをなぜ取り外してかえるか。そういう設置基準を設けることが大事であります。公金を使うことに対しての明確化、市がその財産、蛍光灯、ナトリウム灯を出すんでしたら、どこかに設置年度なりわかるようにして、地元から要望があっても、すぐかえるのではなく、経過年数が5年あるから辛抱せよとか、きちっと言わなだめです。ある部落は全部かえておるような、そういう実態が私はだめというこ

とであります。今回のこの補正及び市長はそういう通学路についてのナトリウム灯をかえるということを前提とする公約を出してみえるから、新年度それなりの施策を出してみえるためには、議会として、街路灯、防犯灯の位置づけをしっかりと確認しながら、かつ、今回の補正の中でも、都市整備部長に聞いたら、なぜ、ここで街路灯と防犯灯、蛍光灯がついておるのに、またそこに、現在そこは10基あり、そこへまた重ねて15基をつけるという話があったんです。実際、議長、副議長、産建の皆さんで夜見てきました。小・中学校の通学路につけるんやったら、幹線通学路をきちっと把握し、ないところへつけよ。あるところにまた重ねてつける必要はない。かつ、旧巢南町と穂積町との人口割合、児童数、生徒数も違います。つけるなら、責任持って、基準をもってつけよというんです。穂積中学の北側に、警察から言われておるから街路灯をつけるんじゃないくて、一つの基準を設けて、緊急性を要するときにはどんどんつければいいです。それを議会とPTA、あるいは学校としっかり連携をとって設置基準を設けよと言っておるわけでございます。そういうふうな形で、今回の予算執行について、いろんな基準を設け、他の市町を言って申しわけないんです。基準はあるんです。それをここにつくって、執行部提案の具体的な内容をしっかりと明示し、予算執行する。例えば、小橋は23基、南区では16基という予算が、例えば年間に1町内で10基、20基あった場合、どんどん補正を組むんか。そんな予算の組み方はだめです。そうなれば、五つの全町内が上がったならば、5基、5基、5基、3基、3基、3基というようにきちっと配分していくと。それが予算の公平な執行であります。私たちは選挙活動でやって、ただ予算を応援したとは言いませんが、だれが見てもわかるように予算執行せなだめだと思うわけでございます。そういう意味において、いろいろと細かい話は抜きにしても、設置基準を、ここはないから設けよと。ましてや、今回の市長の選挙公約の中に、通学路のナトリウム灯が入っていますので、そうなれば、そういう必要性のわかるような全体計画をつくってやってほしいという意味の附帯決議でございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 提案者から今御回答をいただいたわけですがけれども、私もここで疑問に思っておりますのは、合併協議会において合意をされた事項というのは、設置は瑞穂市が、そして電気料負担は地元自治会がという合意になっているということがあるわけです。それで、今、提案者がおっしゃるように、もしそれで基準が不明確であるというのであれば、なるほどその基準は必要であろうというふうに思うわけですが、つまりこの基準を明確にしろという意味の附帯決議と理解してよろしいのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 1番 安藤議員の言われた、そのとおりです。お願いします。

くどいようですが、例えばこれはまだ使えると。それが、地元から上がってきたと。だけ

ど、耐用年数を見たら、まだ3年前にかえたと。実際には7年あると。そういうむだやなくて、やっぱりわかるように明示して、予算の中でも、ナトリウム灯、蛍光灯も全部予算を出すんですから、そういうむだ遣いするなど。そういう意味で、基準を設けて執行してもらいたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） おおよそわかりました。ただ、今の合併協で決定された協定の中には、いわゆる防犯灯も街路灯も区別なく協定がなされておりまして、例えば旧巢南町の側においては、防犯灯としての街路灯という表示をされているわけなんですね。つまり全く区別がなく、それから、旧穂積町の側においては、両方が同じに扱われている。ということは、むしろ今回の提案者御指摘の点については、執行部の側が協定を無視した形で提案をしたという理解になるのかなというふうに思うんですが、これはそういう理解をしてよろしいでしょうか、提案者。

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 安藤議員の言われたとおり、合併協の協議事項はいろいろあるんですけども、多分市民のために執行したということで、そういう協定はあって、これを度外視したというんじゃないくて、よく理解しながら、たまたま地元から上がってきたと。そして、今、堀市長ですけど、前の市長からもそういう続きでいろいろとやってきたと、合併しても。たまたま今回、一番問題になるのは、堀市長は、今度、通学路のナトリウム灯ということで予算がついたと。ましてや、今回、当初予算に上がっておるのを、今度補正に上げたということについて、産建常任委員会で十分議論して、かつ現場を見て、そして他の市町の状況もインターネットで調べたら、くどいようですけども、街路灯については、幹線道路、歩道があるところ、危険箇所、交通事故が多いところという一つの基準を設けておるんですね。そういうことがやっぱり街路灯と防犯灯の区別すると。予算の執行についても、今言っている中で粛々とやってもらいたいことをございまして、具体的に、くどいようですけども、19年の1月から8月末現在の執行状況を見ますと、防犯灯新設、蛍光灯6基、ナトリウム灯18基、その中で、9基かえておるのが、小橋が23基、その中で1基は街路灯ということで、非常にそういうことも、ただ一覧表でもらうだけで、なぜここを、どういう理由でかえたかと。そんなことじゃなくて、市長が言われたように、本巢市も北方町も使用料を全部負担していました、一応調べてみましたら。それは、要するに各市町のいろいろ事情があります。向こうは蛍光灯とかいろいろあるんですけども、実際に負担していました。そういうことを含めても、北方は、名前を言って申しわけないんですけども、700万、月70万電気料を負担してしまして、そして本巢市の方は1,200万ですかね。とにかく全部負担してしました。ほかの市町はほかっておいて、うちの方はこれからいろんな事業がございましてね。本当に経常経費の中で、やっぱりやることはやる。

みんなできちっと理解しながら予算執行してってもらいたいという意味で、附帯決議をつけました。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） おおよそ理解をいたしました。ただ、私、個人的には、今の基準で十分網羅をされているような感じがするんですけども、しかしながら、諸事情、いわゆる執行部側のいろいろな事情でもって、そうした協定が守られないおそれがあるというのであれば、明確な基準を策定がされるのもいたし方なからうというふうに思いますので、以上で質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

附帯決議につきまして、設置基準を設けて、各地域ごとに不平等になるような設置をやめるということでの設置基準を決めてということについては私は賛成をします。しかし、真ん中の辺に書いてあります、「また、その維持費の費用負担はだれが負担するのか等、基準が明確にされていない現状である」ということですが、これは、一般質問の中でも、電気代や取りかえ料、維持負担をどうするかということで論議がありました。市長は、公約の中で、公設公営で電気代も取りかえ料も全部市が持ちたいという方針であるということを表示されております。これについては、来年度の予算の中ではそういう方向で予算化されてくるかなあと思っております。

提案者にお聞きしたいんですが、提案者は、この維持経費の中で、費用負担は、電気代や電灯の取りかえ代を市が全部負担するということはいかんよと。もっと規制をせよという立場で書いてみえるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

私自身の意見としては、市長の方針に賛成であります。私自身も巢南町の議員の時代に、堀市長が町長のとくに、電気代は全額市が負担せよということを一一般質問で取り上げて要求してまいりました。その答弁の後、半額を市で負担して、それを自治会費の中へ振り込むという措置で半額負担ということが実施されました。それで、その件も含めて、合併協議会のときにも、巢南町が半額を負担しておるといふ額を換算して、各自治会の振興費の中に現在も継続して入っておるといふ認識をしております。今度は全額負担をするということなので、非常にいいことだと思っておりますので、そういう方向で私はぜひ進んでほしいという立場であるということもあわせて意見表明をしておきます。

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 小寺議員の質問にお答えします。

一般質問の中に入ってくるんですけども、現在、瑞穂市の防犯灯は2,492カ所、そして街路灯が255カ所ということでございます。両方足しても2,750ぐらいになります。ところで、この中の予算執行、瑞穂市はどれだけお金を出しておるかということ、79万円。また、ほかの市町を言うとしかれるかも知れませんが、ちょっと私、調べたら、本巢市は2,600灯つけています。蛍光灯をつけていました。それを全額負担していました。多分合併に伴う負担だと思います。多分根尾のやつかも知れませんが、年間1,200万。うちはたまたま79万ですけども、北方もちょっと調べてみたら、1,131個。これも全部つけていました。どれだけ年間払っておると聞いたら、700万ぐらい払っておると言っていましたね。これも蛍光灯ですね。

ところが、瑞穂市の場合は、確かにいろいろ市町の歴史があり、そして財政力もあり、やる仕事がいっぱいあります。ですから、今回一つの基準を設けて、例えば今回の地元の要望で、ナトリウム灯も要望がある、蛍光灯も要望がある。いろいろあるんですね。それによって、1カ月の電気料500円、260円、ばらばらなんですね。ですから、何でもいいで、今のその状況で市の方へ全部持っていらっしゃい。そんなことをしたら大変なことになりますね。

瑞穂市には今までの歴史があり、みんな、よく理解しながら、1個つけるのに、各班で相談して、地元で防犯灯を負担してました。ある地域は、区長の命によりまして、ぱっとナトリウム灯にかえられました。僕らの地元は本当に質素でやっていますので、1個つけるのに、本当に何回か役員会をやって、年間に1個つけるか、3年に1個ということで、今、各地域でバランスあるところで防犯灯だけでも。かつナトリウム灯と蛍光灯は料金が違うんです。そういう状況をすべて把握し、それから、どうするかということ議論しないと、何でもいいで、はい、市、はい、市と。こんなことはだめです。くどいようですけど、これから経常経費がかかります。子供支援センターとか、給食センター、そして防災センターとか、いろんなところにこれから金がかかるんです。まだ学童保育もつくらなアカン。いろんなことにお金を使う。使うのは簡単なんです。ですから、いかにもうけるかということで、いかにやっていくかということをもみんなで議論せなアカンのです。そんなことは僕が言わんでもわかっておるように、何でもやります、やりますと言ったら、それは選挙には勝ちますよ。そんなことではだめなの。みんな、職員も考えて、みんなでやるのが大事ということで、僕は言っておきます。

そういうことで、基準が明確化されていないということはその理由です。現状の中でどうするか、そこはしっかりみんなで議論してやっていきたいということです。全額負担するという話についても、各市町の例を挙げましたけれども、やっぱり瑞穂市は瑞穂市の歴史がある。そういう歴史を皆さん、もう一回後ろを見て、それから前へ走らないと、瑞穂市はよくなりません。そういうことで、よろしく願います。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） いろいろ言われたんだけど、要するに電気代や電灯を取りかえるときは、今、地元負担でやっておるといふやつを、今度、公費負担でやっていきたいという市長の表明があると。それはいかんよという立場なのかどうか、そこらを簡単に言ってもらえないですか。

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 小寺議員の言われたことについて、そんな予算をつけないとか、予算をどうするかという問題じゃなくて、あくまでも今からよくなるように、市で負担することは負担していく。別に市長の公約のマニフェストについてブレーキをかけるんじゃないで、前向きな考え方で私は言っていますので、消防署、いろんな問題の経費がかかる中で、いろんな経常経費が上がる中で、この街灯についてどうするか、そのことについて皆さんと議論し、十分議論されたことについて意見を聞いて、予算を提案するなり、議論していきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 先ほど、安藤議員と小寺議員から質問がございましたけれども、要するにこの決議案の内容というのは、今までのまなんです。今までのままの話を前提にしておるんです。先ほども安藤議員が言われましたけれども、目的は防犯灯か街路灯なのかという箇所があります。その維持経費の費用負担はだれが負担するのか。これは、執行部の答弁の中でも、地元協議、自治会から申請があったものについては防犯灯ということは、それ以外のものは街路灯、幹線道路灯、先ほど答弁されましたですね。ということで、はっきりしておる。はっきりしておれば、それに対しては、じゃあ防犯灯はどうだ、設置は市がする、維持管理は地元で負担をしていただく。そして、街路灯については市が負担をする。こういうふうなことは答弁の中で明らかになったんじゃないでしょうか。ということは、このことは、屋上屋という言葉在先ほど言われましたけれども、ある意味では明確になっているんです。ただ、ナトリウム灯はこれからつけるんですね。今、もちろん小橋とか、ついたところはありますけれども、これからつけていく。設置に当たり、どういう設置基準をつくるかというのは大事なことだと思うんです。ただ、問題は、その前提として、やはり防犯灯と街路灯との違い、定義というものをどう考えていくのか。私は、個人的に言えば、一般質問の中で申し上げましたけれども、電気がついておれば、幹線道路であれ、そうでない道であれ、例えば夜、一人で歩くときには電気がついておりゃ防犯灯の役割もするんですよ。そうじゃないですか。だから、先ほどどなたがおっしゃっていましたが、その目的は防犯灯であり、街路灯であるというような、

そういう内容に実は一本化をしていかなければならないんじゃないか。そして、その上で、市長の答弁にあったように、公設公営の方向は明確に出されているわけなんです。ということは、ナトリウム灯というのは、とりわけ今後の問題なんです。そして、今後どうするかということは、市長が公設公営という方向性を打ち出されているんです。とするならば、その決議をここで決めるというときには、今後の方向性を含めて、設置基準の前提となる、今申し上げた一本化の問題も視野に入れて議論をしていかなければ、結局今までどおりのことを言っておるにすぎないということになるんじゃないかと思うんですね。前向きにということと言われたんですけど、前向きにというのは、そういう公設公営に向けて、どういう設置基準をつくっていくところで調査研究を深めていくということの方が私はより前向きでないだろうかというふうに思います。ただ、現状の中でどうするこうするという点について言えば、若園議員が言っているような問題点もあるかと思うんです。それは、全面的に否定するものではもちろんありませんし、既存の蛍光灯との関係はどうするんか、そういう問題もあると思うんです。だから、それはそうなんですけれども、今後の方向性として、整合性のある設置基準をつくるためには、その前提を明らかにしていかなきゃいけないということだろうと思うんです。ですから、ちょっとこの決議の内容については私は混乱があるというふうに思っておりますので、一部賛成するところはありますけれども、全体的にはもう少し見直しをされて提出をされた方がよからうかというふうに思っております。

質問をするとすれば、公設公営との方向性との関係をどう考えておるのかということについて、いささか提出者の方から答弁をいただければというふうに思います。

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五郎君。

2番（若園五郎君） この中に細かく、今後は設置等の基準を設けるということで、「等」で逃げていますけれども、西岡議員言われた街路灯と防犯灯の位置づけ、そして実際に運用されておる中でしっかり調査しながら、執行部の状況を把握し、かつ議会の中で十分設置基準を議論していきたいと。そして、今言われておる公設公営、すべて市が管理する、市が払うことについては、今後十分議論しながらしていきたいと。西岡議員言われたことについて、賛成反対とは、公設公営については私は言いませんけど、十分それは議論してやっていきましょう。

そして、あともう一つ、今回の補正については、街路灯33基、そして防犯灯23基も実際に補正予算に上がっています。西岡議員もこの補正については賛成されました。今回の防犯灯については、非常に補正について重要な位置づけの中でされていますので、これは執行部の提案理由、そして議会の中で基準をしっかり決めた中で議決するというところでございます。公設公営についても今後十分議論しながら、議決していきたいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は、この決議案に反対です。

提出の理由のところでは、ナトリウム灯に係る工事等の設置計画に当たり、その設置や維持管理について基準の制定を求める。これは全く賛成ですね。ところが、先ほど申し上げたとおり、決議案の内容になってくると、やはりその設置基準をつくる大前提として、防犯灯と街路灯というものの定義そのものについてきちっと見直しをしていく。そして、それを踏まえて、一本化の方向なら方向の議論を進めていく。そして、それについて、市長の答弁にあった公設公営という方向性との整合性を詰めていく。これが私は手順ではないかというふうに思うんです。ですから、個々の問題ではもちろん賛成するところはあるんですけども、全体として考えたときには、ちょっとやっぱり違うんじゃないかなという部分もありますので、私はナトリウム灯の設置については公設公営で賛成ですし、設置基準を明確にすることも賛成であります。ですけども、この決議案の内容というのはちょっと混乱しておるんじゃないかというふうに思うわけであります。そういう意味で反対です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 議席番号3番 浅野でございます。

賛成の立場で議論させていただきます。

前に討論でいろいろと御意見が出ていましたけど、公設公営、非常にいいことですので、それは西岡議員のおっしゃるようによいことだと思います。ただ、その裏づけとなる予算をどういうふうに稼ぐかというのが一つ欠けております。それから、ナトリウム灯、現在、旧穂積地区についておりますけれども、明る過ぎて寝れないということで、ある時間になると電灯を消しているところがあります。ですから、やはりナトリウム灯、または防犯灯、街路灯をつけるについても、きちっとした基準の中でつけていかないと。これを言いますと、前市長のやり方が悪かって、ナトリウム灯、途中で電気消しておると。悪かったんじゃないかという批判も出るでしょうけど、やはりそういう反省の上に立った上で考えれば、基準はきちっとつけて、後から電気代を食うから嫌になったとか、そういうことのないように、それから、どういふところは蛍光灯、どういふところは水銀灯、どういふところはナトリウム灯というふういきちっと

したものを考えていく上では、きちっとした基準が要するというふうに思いますし、また植物に対して与える影響もきちっと精査してつけていかないと、皆さん御承知のように、パチンコ屋さんの周りの農家の方は、光が明るいということで稲がぼけてしまって、穂が出ないということで、補償をいただいている方もあるわけですから、特に光というのは非常にいろんな影響を与えますので、それに対して規制をつけることについては賛成でございます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第13号議案第57号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議についてを採決します。

発議第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

日程第21 発議第12号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第21、発議第12号「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 13番 山本訓男でございます。

議長のお許しをいただきまして、意見書を提出させていただきます。

提出者 山本訓男、賛成者 棚瀬悦宏議員、賛成者 広瀬時男議員の賛成をいただき、「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書を提出いたします。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえますので、よろしく申し上げます。

「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書。

近年、子供を初め、地域住民を巻き込んだ凶悪事件が頻発化しており、防犯に対する国民の関心は高まっている。「民間交番」の設置など、地域住民がみずから防犯活動を行う防犯ボランティアの活動も活発化し、昨年末時点で、地域住民による防犯ボランティア団体は全国で3万1,931団体にも上る。

安全で安心して暮らせる地域社会を築くには、警察の力に加えて、住民みずからの防犯活動を欠かすことはできない。現在、住民による活動が盛り上がりを見せている中、防犯ボランティア団体の活動を多角的にサポートするための法律制定が強く求められている。

よって、国においては、「犯罪に強いまちづくり」への自発的な取り組みや防犯意識の向上のための活動を、国や自治体が総合的かつ計画的に支援することを責務とする内容を盛り込んだ「地域安全・安心まちづくり推進法（仮称）」を早期に制定し、以下に掲げる施策を積極的に推進されるよう強く要望する。

記１．防犯ボランティアが「民間交番」をつくる際に、公有地や建物を貸し出したり、賃貸料補助等の財政支援を行うなど、防犯拠点を整備するための「地域安全安心ステーションモデル事業」を全国 2,000カ所へとふやすこと。

２．子供の安全確保のため、スクールガードリーダー（地域学校安全指導員）等の配置を進め、公園、駅など多くの地域住民が利用する場所に子供用の緊急通報装置の設置を促進すること。

３．自治体に防犯担当窓口の設置を促進するなど、地域住民と自治体が地域の安全のために協力しやすい環境整備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、また議会議事規則第13条の規定に基づき提出いたします。

なお、提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣、国家公安委員長であります。これを提出した時点ではまだ内閣が決まっていなくて、けさ、皇居における認証が行われて初めて正式に決まるということで、一応言いますと、総理大臣 福田康夫殿、総務大臣 増田寛也殿、文部科学大臣 渡海紀三朗殿、国土交通大臣 冬柴鐵三殿、国家公安委員長 泉信也殿。

以上であります。どうか御審議の上、賛成をいただきますようよろしくお願いいたします。議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りをいたします。発議第12号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第12号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第12号「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書についてを採決いたします。

発議第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、発議第12号は可決されました。

日程第22 議案第67号から日程第24 議案第69号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第22、議案第67号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第24、議案第69号瑞穂市土地開発公社定款の変更についてまでを一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、ただいま議題になりました議案第67号から説明をさせていただきます。

瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、今期定例会の9月11日に可決、制定されました瑞穂市政治倫理条例が平成19年12月1日から施行されることに伴いまして、倫理条例第4条で規定されております政治倫理審査会委員の報酬額及び費用弁償の規定を定めるため、市条例の改正を行うものでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第68号でございます。政治倫理の確立のための瑞穂市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例につきましては、郵政民営化法の施行に伴いまして、関係法律の整備がされ、また証券取引法等の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、市条例の関係部分の用語の整備を行うものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第69号でございます。瑞穂市土地開発公社定款の変更についてでございます。

この瑞穂市土地開発公社定款の変更につきましては、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、平成19年10月1日より郵便貯金法が廃止され、郵便貯金

がなくなることにより、地域土地開発公社定款の関係部分の用語の整備を行うものでございます。公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、議会の議決も求めるものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時36分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま市長から、本日提出された議案第68号政治倫理の確立のための瑞穂市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、訂正したいとの申し出がありました。

議案第68号政治倫理の確立のための瑞穂市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号政治倫理の確立のための瑞穂市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 議案第68号について（理由説明）

議長（藤橋礼治君） 追加日程第1、議案第68号政治倫理の確立のための瑞穂市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例訂正の件を議題にします。

市長から、議案第68号政治倫理の確立のための瑞穂市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例訂正の理由説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） まことに失礼をいたしました。

改正条例案をお願いしております議案第68号の本則中、用語に錯誤がありましたため、別紙のとおり議案の訂正をお願いするものでございますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

議長（藤橋礼治君） これで訂正理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号政治倫理の確立のための瑞穂市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例訂正の件を承認することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号政治倫理の確立のための瑞穂市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例訂正の件を承認することに決定をしました。

お諮りをします。ただいま一括議題となっております議案第67号から議案第69号まで、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第67号から議案第69号までは委員会付託を省略することに決定をしました。

これより、議案第67号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 本案につきましては、9月11日に議決をされた瑞穂市政治倫理条例の制定に伴うものでありますが、私たち改革は、突然上程の話が持ち出され、わずか10分か15分という短時間で、一回の学習会も開催されない中で政治倫理条例というものは制定するものではない。また、同条例案には、政治倫理基準等に違背した場合の制裁措置及び議員の資産公開等が規定されていない。したがって、もっと時間をかけて学習を深め、精査してする必要性を指摘した上、反対した経緯がございます。したがって、かかる政治倫理条例を前提とする本条例改正案につきましても反対をするものであります。

なお、付言すれば、私たち改革は、条例に違背した場合の制裁措置及び議員の資産公開等について、今後とも調査研究を深め、他自治体の条例との比較検証をもしながら、同条例改正案の提出も考えていることをあわせて表明をして、反対討論にかえたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

議案第67号を可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第67号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

これより、議案第68号政治倫理の確立のための瑞穂市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号政治倫理の確立のための瑞穂市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

議案第68号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第68号政治倫理の確立のための瑞穂市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

これより、議案第69号瑞穂市土地開発公社定款の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号瑞穂市土地開発公社定款の変更についてを採決いたします。

議案第69号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第69号瑞穂市土地開発公社定款の変更については可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

閉会の宣告

議長（藤橋礼治君） 会議を閉じます。

平成19年第3回瑞穂市議会定例会を閉会します。

大変御苦労さまでございました。

閉会 午後1時46分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年9月26日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 西岡 一成

議員 広瀬 捨男